

**第 31 回研究会のヒアリング等を
踏まえた事業者・団体への追加質問
及びその回答(移動通信関係)**

令和2年6月

質問番号、質問者、回答者及び質問概要について

| 質問番号 質問者 | 質問概要 |
|----------------------|--|
| (1) 株式会社NTTドコモ | |
| 【質問 31-1】 辻座長 | 接続と卸の両立について。 |
| 【質問 31-2】 辻座長 | 「投資等コスト」について。 |
| 【質問 31-3】 佐藤構成員 | プレフィックス自動付与実現後の音声接続に係る接続料について。 |
| 【質問 31-4】 辻座長 | プレフィックス自動付与実現後の基本料金について。 |
| (2) KDDI 株式会社 | |
| 【質問 31-5】 辻座長 | 「指定設備以外の設備・機能のコスト」、「設備以外のコスト」及び「ネットワーク外部性コスト」について。 |
| 【質問 31-6】 辻座長 | プレフィックス自動付与の準備状況、スケジュール感について。 |
| (3) ソフトバンク株式会社 | |
| 【質問 31-7】 辻座長 | 「正当な営業利益の確保」について。 |
| 【質問 31-8】 辻座長 | 卸料金のリテールマイナスの考え方について。 |
| 【質問 31-9】 辻座長 | プレフィックス自動付与の準備状況、スケジュール感について。 |
| (4) 一般社団法人テレコムサービス協会 | |
| 【質問 31-10】 辻座長 | プレフィックス自動付与実現後の基本料金について。 |

接続料の算定等に関する研究会（第31回） 構成員追加質問（移動部分）

質問 31-1 資料 31-6 P.8-9において、ベンチマーク検証では、接続と卸の両立を考慮すべきと主張していますが、接続による代替性がない場合においては、そもそも接続と卸は両立し得ないと考えられます。どのような場合を想定しての主張なのでしょうか。

（辻座長）

（NTT ドコモ回答）

- ✓ 当社の場合、MVNO 委員会との協議に基づき音声接続を提供することは確定（既に関発着手済）していることに加え、音声卸料金の見直しを行う旨を公表していることから、音声接続による代替性は現時点で認められるべきと考えております。引き続き接続料研究会の議論や MVNO 委員会殿との協議に基づき真摯に対応してまいります。
- ✓ 一方、モバイル市場は複数の MNO が存在することから、他 MNO において接続の代替性が認められずベンチマーク検証対象となる場合を想定しております。

質問 31-2 資料 31-6 P.8-9において、音声卸料金には、接続事業者が要する「投資等コスト」を計上すべきと主張していますが、「投資等コスト」とは、具体的にどういったものに関する費用でしょうか。

また、現在、御社においては、プレフィックス自動付与に係る開発を進め、接続による代替性を確保しようとしているところ、その詳細な実現方法は検討中であることから、実際に「投資等コスト」の算定を行うことは難しいのではないのでしょうか。

（辻座長）

（NTT ドコモ回答）

- ✓ 当社側の開発仕様（プレフィックス自動付与）については既に MVNO 委員会殿と協議し開発着手していることから、接続事業者が要する「投資等コスト」についても具体的に想定可能な状況であると考えます。
- ✓ 接続事業者が要する「投資等コスト」についての代表例については、接続事業者が自ら設備構築・運用を行う際に発生する以下のようなコストが想定されます。
 - ・音声交換機の構築（設置・更改・土地建物）コスト
 - ・保守/災害対策等コスト
 - ・精算（精算システム/各事業者との精算）コスト
 - ・相互接続（相互接続を行う稼働/接続に係る伝送路設備）コスト 等

- ✓ 接続事業者側で発生する「投資等コスト」については、例えば、総務省において、既に音声継事業を行っている事業者や音声接続を検討している事業者にヒアリングを行うことで把握する方法等があると考えます。

質問 31-3 プレフィックス自動付与による音声接続について、交換機等への改造を、網改造料ではなく、接続料でというような話もありましたが、当該音声接続に係る接続料は、いつ頃までにどのような算定根拠により提案することができるのか、現時点でのスケジュール感を教えてください。

(佐藤構成員)

(NTT ドコモ回答)

- ✓ プレフィックス自動付与による音声接続については、事業者の個別要望に応じた機能としてではなく、音声接続の基本的な機能として考える方向で進めたいと考えています。
- ✓ 音声接続については、実績原価方式によるため、今年度が発生する投資及び費用については、来年度以降に算定する接続料に反映されることとなります。
- ✓ なお、プレフィックス自動付与については、当社において、効率的な機能開発となるよう検討を重ね、開発費用を大幅に圧縮することができたため、接続料への影響も抑えられるものと想定しております。

質問 31-4 資料 31-9 P.10において、MVNO 委員会は、音声基本料金については、プレフィックス自動付与が実現したとしても引き続き支払う必要があるが、見直しが行われていないため、公正な競争を阻害しない水準かどうか評価できないとしています。MVNO 委員会の指摘の通り、プレフィックス自動付与実現後も従来通り、リテールマイナスに基づいた基本料金を取るのか、ドコモとしての認識を教えてください。また、MVNO 委員会の主張のように、プレフィックス自動付与実現後も、基本料金部分について、ベンチマーク検証を踏まえた確認を行っていくことに関し、お考えをお聞かせ下さい。

(辻座長)

(NTT ドコモ回答)

- ✓ 当社は、音声接続（プレフィックス自動付与）を接続の標準メニューとして提供する考えであり、接続約款に掲載する考えです。
- ✓ 質問 1 で回答の通り、当社においては音声接続による代替性は現時点で認められるべきと考えており、ベンチマーク検証自体が不要であると考えます。

接続料の算定等に関する研究会（第31回） 構成員追加質問（移動部分）

質問 31-5 資料 31-7 P.16 において、音声卸料金に計上すべきものとして、「指定設備以外の設備・機能のコスト」、「設備以外のコスト」、「ネットワーク外部性コスト」を挙げています。

「指定設備以外の設備・機能のコスト」とは具体的にどういったものに関する費用でしょうか。

「設備以外のコスト」について、様々な創意工夫にかかった費用として考えると、何でもこの費用に算入することが可能になってしまうかと思えます。「設備以外のコスト」の詳細な定義があれば教えてください。

「ネットワーク外部性コスト」とは何でしょうか。現在のネットワーク効率を実現するため加入者規模拡大に要した費用とありますが、つまり、これは営業用の費用のことでしょうか。

（辻座長）

（KDDI 回答）

「指定設備以外の設備・機能のコスト」については、モバイル音声サービスの実現においては、相互接続事業者設備との接続が必要となり、接続先にアクセスチャージを支払っております。当該費用についても MVNO に負担いただく必要があると考えます。

また、緊急通報を実現するための設備・機能（優先通話機能、位置情報取得送信機能等）のコスト、音声サービスの付加サービスにおける設備、機能（留守番電話、着信転送など）のコストが該当します。

「設備以外のコスト」については、モバイル音声サービスの品質維持および向上のために行っている様々な創意工夫にかかるコストであり、例えば音声サービスのコーデックをあらゆる端末ベンダーの音声アプリとの品質を確認し、必要な措置を講じるための弊社コスト、緊急通報機関との対応、捜査機関への情報提供業務などにかかるコスト、災害時の地方自治体や気象庁から発信するメールに関する対応にかかるコスト、携帯端末が音声通話に関わるネットワークとの接続機能の一部を担っている点を踏まえ、音声通話サービスに用いる端末の保守受付および相談を行うための窓口業務にかかるコストが該当します。

このようなモバイル音声サービスに該当するコストのみを算入することは可能と考えます。

その他、設備への帰属が認められる営業費、及び当該役務の提供の際に必要な営業費も含まれると考えます。

「ネットワーク外部性コスト」は、当社は、モバイル音声サービスの現在のネットワーク効率を実現するために、加入者数獲得、維持のための対応を行っております。このような対応にかかる費用は、現在の接続料においては算入をしておりますが、MVNO に対しては、多額の費用を投じて実現しているネットワーク効率の恩恵を受けていることは間違いなく、こうしたコストを MVNO に負担いただく必要があると考えます。

また、設備投資リスクを負う卸元事業者が適正な利益を確保するためにも、公正報酬率規制とは異なる利益の考え方があるものと考えます。

質問 31-6 資料 31-7 P.8 において、ドコモ提案の「交換機におけるプレフィックス付与」について検討着手とのことですが、現時点での準備状況、実現までのスケジュール感について教えてください。

(辻座長)

(KDDI 回答)

ネットワークおよび情報システムに改修が必要となり、現在仕様および開発期間、開発費用、実現スケジュールを、早期実現に向けて確認中です。

接続料の算定等に関する研究会（第31回）
構成員追加質問（移動部分）のご回答

ソフトバンク株式会社

質問31-7 資料 31-8 P.17 において、音声卸料金に計上すべきものとして、「**正当な営業利益の確保**」を挙げています。これは、接続料算定における「**適正な利潤**」と異なる概念でしょうか。異なるのであれば、その差異の内容とその必要性について教えてください。

（辻座長）

（ソフトバンク回答）

弊社資料にて記載している「**正当な営業利益の確保**」については、接続料算定における「**適正な利潤**」（設備投資にかかる資本コスト）とは主旨が異なります。

卸については「卸先事業者をユーザとした商品やサービスの一つの提供形態」であり、本来、価格設定や利益水準は民民での協議により決定されるものと考えます。この場合、設備投資リスクを負う MNO が設備投資リスクを負わない MVNO と比較して不利にならないよう、資本コスト及びユーザ獲得や維持に係る営業費等の最低限回収が必要なコストだけでなく、一定程度の利益を確保できるようにすべきと考えます。

ただし、モバイル音声卸料金については、取得すべき利益の上限水準を決める必要性はある認識であり、「**正当な営業利益の確保**」に係る水準については、弊社資料 p.15 で記載したように「競争可能な料金を卸先事業者が設定できるか」の観点でリテールマイナスをベースとして決定することが適当と考えます。

質問31-8 資料 31-8 P.15 において、卸料金に係る検証の関連で、「卸料金は「**リテールマイナス**」の考え方が自然かつ妥当」とし、卸先が利益確保できる水準が卸料金の適正水準であるとの考え方が示されています。

- ・ この場合、卸先の①営業費等、②利益は、どのように算定すべきとお考えでしょうか。
- ・ このような水準を適正水準とした場合において、MNO と MVNO 間での公正競争がどのように確保されるのかご教示ください。

（辻座長）

（ソフトバンク回答）

- ・ 弊社資料 p.15 にて記載しておりますが、一例としては一種指定設備のスタッ

クテストのように、卸元小売料金の一定割合（スタックテストは 20%）を卸先の①営業費等、②利益に相当するものと考えられるのではないかと考えています。

なお、モバイルについての適正水準がどの程度かについては、一種指定設備の考えを参考としつつ、二種指定設備については複数事業者が存在することから、適切な水準については各事業者へのヒアリング等を行っていただき、ご検討いただくべきと考えます。

- ・MNO と MVNO 間の公正競争の観点については、弊社資料 p. 16 にも記載しておりますが、モバイル音声は市場競争による低廉化が進展していることから、MNO の実質的な小売料金（音声定額を含めた実質的な利用者料金）を卸元小売料金とすることで、前述のリテールマイナスの考えにより MVNO も十分競争可能な料金が設定可能と考えます。

質問31-9 資料 31-8 P.12 において、ドコモ提案の「交換機におけるプレフィックス付与」について検討する意向とのことですが、現時点での準備状況、実現までのスケジュール感について教えてください。

(辻座長)

(ソフトバンク回答)

現在、本年内～来年初頭を目途に対応準備が整うよう進めていますが、詳細なスケジュールについては検討中です。

以上

質問 31-10 資料 31-9 P.10 において、評価基準③に関し、ドコモ提案のプレフィックス自動付与が実現した後も MVNO は音声卸基本料金を引き続き支払う必要があるが、見直されておらず、公正な競争を阻害しない水準かどうか評価できないと記載されていますが、音声卸基本料は従来通りの水準で支払うこととなっているのでしょうか。NTT ドコモとの協議状況について教えてください。

また、見直し後の音声卸基本料に、トラヒックに連動するコストが含まれていないか等を確認することが必要であると記載されていますが、これと評価基準③との関係について、詳しく説明願います。

（辻座長）

（テレコムサービス協会回答）

・当協会において個社間の協議状況は把握しておりませんが、研究会の場合等において、ドコモ様から「音声卸料金を見直す考え」との表明がございましたので、見直しが行われるものと期待はしております。

・卸料金の見直しが実施されていない現時点においては、評価基準③を満たすかどうかの評価はできないとの考えです。

また、単に卸料金の見直しが行われたということだけをもって、評価基準③を満たすと判断されるものでなく、見直し後の料金水準が、MNO が提供する音声プランと同等の音声プランを MVNO が実現できる水準であること、すなわち接続料や原価等に照らして妥当なものであるかといった観点も重要と考えております。

その点、仮にドコモ様が提案するプレフィックス自動付与機能が実現し、MVNO が当該機能を利用する場合、MVNO はトラヒック連動コストを直接ドコモに支払うのではなく中継事業者へ支払い、その後中継事業者でドコモ様へアクセスチャージの形で支払うことになるため、MVNO がドコモ様へ直接払う費用（卸料金）は事実上契約数連動コスト（をベースとした音声卸基本料）のみになると考えております。仮に、音声卸基本料にトラヒックに連動するコストが含まれている場合、MVNO はトラヒックに連動するコストを二重に支払うこととなり適正とは言えず、このような音声卸基本料があれば是正されることが、評価基準③の求める卸契約交渉の適正化に資するものと考え意見させて頂いた次第です。